

「山形県朝日少年自然の家」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県朝日少年自然の家」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

- 1 施設名 山形県朝日少年自然の家
- 2 募集期間 令和3年8月3日から令和3年9月14日まで
- 3 申請団体数 1団体
- 4 指定管理者として指定した団体
団体名：株式会社ヤマコー
住 所：山形市鉄砲町二丁目13番18号

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県教育庁指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む5名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

（1）審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局からの申請概要等の説明
- ・ 申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果を参考に総合的な審議・評価

（2）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査内容	確認書類	配点
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	* 施設の設置目的を踏まえた運営方針となっているか。 * 申請者の経営モラルは適切か。	・事業計画書(様式4-1) 管理運営方針	満たしていなければ「失格」
	収支計画の適確性及び実現の可能性	* 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 * 収支計画は実現可能なものか。 * 業務遂行のための適切な積算となっているか。	・事業計画書(様式4-2) 管理運営に関する収支計画 ・収支計画書(様式5)	

		* 現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。			
	施設の維持管理の適確性	* 施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 * 県が求める維持管理の基準に合致しているか。	・事業計画書（全体）		
	労働関係法令の遵守	* 労働関係法令は遵守しているか。 * 最低賃金は遵守しているか。	・労働関係法令の遵守に関する誓約書(様式8)		
II	施設の平等利用の確保	* 高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。	・事業計画書(様式4-1) 管理運営方針、利用時間、休館日、臨時開館及び休館に関する設定方針	(10)	10
III	管理経費における経済性	* 効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。	・事業計画書(様式4-2) 管理運営に関する収支計画、経営方針 ・収支計画書(様式5)	(15)	15
	サービス向上を図るための具体的な手法	* 利用者ニーズを把握し、質の高いサービス提供に向けた取組み内容は十分か。	・事業計画書(様式4-2) 利用者サービス向上に向けた取組み	(10)	20
		* 施設の機能や設備を活用した提案となっているか。		(5)	
		* 指導部門との協力連携体制がとられているか。		(5)	
	施設及び設備の維持管理の内容の妥当性	* 維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。	・事業計画書(様式4-3) 施設及び設備の維持管理 ・施設管理年間計画表(様式6)	(5)	10
		* 施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み（防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策）は十分か。		(5)	
利用者の増加を図るための具体的な手法	* 利用者の増加に向けた具体的な取組内容（魅力的な企画事業、自主事業等）は十分か。 * 提案された目標（利用者数等）は具体的かつ適切か。	・事業計画書(様式4-4) 利用者の増加を図るための提案	(5)	9	
	* 広報計画、地域や関係機関との連携など施設の利用促進に向けた取組みは十分か。		(4)		
管理運営に有益な地域における活動(地域貢献)	* 地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等の実施に向けた取組みは十分か。 * 地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	・事業計画書(様式4-4) 地域との連携等	(4)	4	
IV	事業計画書に沿って施設の運営管理を適正かつ確実に実行能力を有すること	* 職員体制（人数、配置体制）は十分か。 * 責任の所在は明確か。 * 有資格者、経験者等の配置は十分か。 * 職員の採用、確保方策は適切か。 * 職員の育成、研修体制は十分か。 * 外部委託の実施計画は妥当か。 * 共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 * 過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	・事業計画書 (様式4-5, 4-6, 4-7) 運営体制と組織 ・施設管理年間計画表(様式6) (共同企業体協定書)	(10)	15
		財務状況及び経営的基盤	* 申請者の財務状況は健全か。 * 金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	・事業計画書(様式4-7) 安定的運営の基礎となる経営基盤 ・法人等の概要、定款、登記事項証明書、財務諸表	
V	利用者要望への対応	* 利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 * トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	・事業計画書(様式4-8) 利用者要望への対応	(3)	3
	緊急時の対応、情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	* 防災対策及び緊急時の対策は妥当か。 * 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組みは妥当か。	・事業計画書(様式4-8) 危機管理と情報管理	(3)	3
	地域経済への貢献	* 地元企業への参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	・事業計画書(様式4-8) 地域経済への貢献	(3)	3
	県の施策への協力	* 県が進める各種施策（別表）に対し、協力している	・事業計画書(様式4-8) 県の施策への協力	(3)	3

	力	か。			
計					100

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

- ① エコアクション 21 取得
- ② 障がい者雇用
- ③ 子育て支援
- ④ ワークライフバランス表彰・男女いきいき子育て応援宣言
- ⑤ 建設雇用改善優良事業所表彰
- ⑥ 地域貢献活動（災害活動、マイロード等）
- ⑦ 新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
- ⑧ 山形ウーマノミクスの推進
- ⑨ 協力雇用主としての活動
- ⑩ 新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む）
- ⑪ その他必要と認める施策

7 選定理由

山形県教育庁指定管理者審査委員会における審査結果は次表のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「株式会社ヤマコー」を指定管理者の候補者として選定した。

- 選定基準Ⅰについて
- ・朝日少年自然の家の理念及び運営方針に沿った管理運営を行うこととしており、①「お客様の満足」の追求、②新しい取組みによる「利用者の拡大」、③事業を通じた「地域との連携」の3つの基本方針のもと実施するとの提案があり、「適格」とされた。
- 選定基準Ⅱについて
- ・子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に事業を展開し、施設の利用促進を図っていることから、利用者全ての方に対し平等に対応し、社会的弱者にもサポートするなど誠意ある対応を行うとしており、適切であると評価された。
- 選定基準Ⅲについて
- ・管理経費における経済性は、募集要項の上限額と同額（5年間：178,267千円）の提案であり、資格要件を満たしている。
 - ・サービス向上を図るための具体的手法は、培ってきた実績・経験と豊富な人材を最大限活用し、更なる発展を目指すとともに、利用者に一層喜ばれ、地域の発展に貢献できる施設となるような管理運営を行うとしたことが評価された。
 - ・利用者の増加を図るための具体的手法は、当施設を「生涯学習の拠点施設」として、幅広い年齢層を対象とした魅力ある事業を実施し、特に大人の利用拡大を図り、利用者の増加を目指すとしたことが高く評価された。
- 選定基準Ⅳについて
- ・財務状況及び経営的基盤は、問題ないとされた。
- 選定基準Ⅴについて
- ・地域経済への貢献は、地元企業に対して施設の維持管理に関わる業務を依頼すること、

地元食材を活用した食事を提供すること、地元人材を雇用することなどが評価された。

- ・県の施策への協力については、「子育て支援」、「男女いきいき子育て応援宣言」について、「山形県いきいき子育て応援企業」の「優秀企業」として認定を受けており、また「地域貢献活動」についても観光交流の拡大や地域活性化に寄与しているとして高く評価された。

以上、総合評価による審査の結果、施設の維持管理・運営全般において高く評価されたため、「株式会社ヤマコー」を指定管理者の候補者として適当であると認められた。

区 分	審 査 結 果
選定基準Ⅰ	適 格
選定基準Ⅱ	6.6
選定基準Ⅲ	41.4
選定基準Ⅳ	14.2
選定基準Ⅴ	8.8
合 計	71.0

(注1) 点数は、各審査委員の平均値である。

(注2) 点数は、小数第2位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、選定基準Ⅰ～Ⅴまでの集計値と一致しない場合がある。

8 指 定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

9 指 定

令和3年12月県議会及び県教育委員会12月定例会の議決を経て、令和3年12月23日に指定管理者として指定した。